

山梨県公報

第千六百八十四号

平成十八年

七月二十四日

月 曜 日

告 示 次

山梨県社会福祉村と総称する件の一部を改正する告示……………五五九
 救急病院等の認定(二件)……………五五九
 道路の供用開始(三件)……………五五九
 建築基準法に基づく道路位置指定……………五六〇

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)……………五六〇
 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五六一
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五六一
 公安委員会……………五六二

そ の 他

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五六二
 総合評価落札方式に係る一般競争入札について……………五六八

正 誤

平成十八年三月三十一日付け号外第二十一号中……………五七二
 平成十八年三月三十一日付け号外第二十二号中……………五七二
 平成十八年三月三十一日付け号外第二十二号の二中……………五七二
 平成十八年三月三十一日付け号外第二十三号中……………五七二

告 示

山梨県告示第三百九十二号

山梨県社会福祉村と総称する件(昭和五十一年山梨県告示第三百四十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年九月一日から施行する。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

八を九とし、二から七までを三から八までとし、一の次に次のように加える。

二 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮

山梨県告示第三百九十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。
 平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
甲府城南病院	甲府市上町七百五十三番地の一

二 認定期間

平成十八年六月三十日から平成二十一年六月二十九日まで

山梨県告示第三百九十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。
 平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津六千六百六十三番地の一

二 認定期間

平成十八年七月一日から平成二十一年六月三十日まで

山梨県告示第三百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四二号	北杜市高根町大字長沢字家中四一九番地先から北杜市高根町大字長沢字家中四二三番地先まで	四五・八	平成十八年八月一日

山梨県告示第三百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四二号	北杜市高根町大字長沢字神久保四五九番一地先から北杜市高根町大字長沢字神久保四五九番一地先まで	一・四	平成十八年八月一日

山梨県告示第三百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	長沢小淵沢	北杜市高根町大字東井出字前久	九・七	平成十八年

線	保二五〇番地先から北杜市高根町大字東井出字前久保二五〇番地先まで	八月一日
---	----------------------------------	------

山梨県告示第三百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
南都留郡忍野村忍草字高木三四四番一、三四四番七
- 二 道路の幅員
四・〇〇メートル
- 三 道路の延長
八六・五五メートル
- 四 自動車転回広場
一一〇・〇平方メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年七月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人びあ
 - 2 代表者の氏名 田中美津江
 - 3 主たる事務所の所在地 甲州市塩山上於曾二千八十二番地四十一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害（児）者に対して、療育及び地域生活支援に関する事業を行い、障害（児）者の自立と社会参加を図り、住民と障害（児）者が共に学び共に育ち合う地域社会を形成することに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年七月五日から同年九月四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 子育て支援なのはな

2 代表者の氏名 渡邊正志

3 主たる事務所の所在地 甲府市徳行五丁目十二番十二号

4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親とその児童に対して、保育を必要とする児童の適切な保護に関する事、ひとりひとりの児童の心と身体の豊かな発達を支援する事、安心な場や情報の発信を行うことで子育ての楽しさを伝え、様々な不安解消の手助けとなる事業を行い、子育てを行いながら働く親の権利を守り、男女共同参画社会の形成と、子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年七月七日から同年九月六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人富士五湖発明研究会

2 代表者の氏名 坂本英明

3 主たる事務所の所在地 富士吉田市下吉田五百六十番地の二

4 定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対して開かれ、知的財産権、特許に関する啓蒙普及活動、企業へのアイデア提供などの協働事業、研究会、講習会などの開催、福祉交流等の地域社会活動を通じ、豊かな社会の創造に寄与する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年七月八日から同年九月七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人昭和・田富・玉穂地域生活支援システム研究会 パン

ジ

2 代表者の氏名 角間裕美

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡昭和町上河東六百九十九番地七

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県に住む障害児（者）に対して、生まれ育った地域の中で明るく楽しく、豊かな安定した暮らしが出来るように、地域生活支援に関する事業を行う。また、障害児（者）のライフサイクルを考え、障害児（者）と地域住民とが共生するまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年七月十一日から同年九月十日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 笛吹市石和町河内字宮窪四九二の一、四九二の二、四九二の三、四九二の四、四九二の五、四九二の六、四九二の七、四九二の八、四九二の九、四九二の一〇、四九二の一、四九二の一二、四九二の一三、四九二の一四及び四九二の一五
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ゴミ置き場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市宝一丁目十九番二十五号 有限会社司土地 代表取締役 中澤章

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十八年七月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

別表第一中

三三三	甲府市丸の内二丁目九番一五号先（県道中下条甲府線と市道朝日西青沼線との交差点）	宝交番北	平七・一・三〇 告示 第四号
-----	---	------	----------------------

を

三三三	甲府市丸の内二丁目九番一五号先（県道中下条甲府線と市道朝日西青沼線との十字路交差点）	宝一丁目	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
-----	--	------	----------------------

九五	甲府市寿町六番一九号先（国道五二号線と市道寿国母線との交差点）	光雲寺入口	五一・三・五
----	---------------------------------	-------	--------

九五	甲府市寿町六番一五号先（国道五二号と市道寿国母線との十字路交差点）	寿交番前	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
----	-----------------------------------	------	----------------------

一六二	甲府市相生三丁目六番三〇号先（国道三五八号線と市道三吉朝気線との交差点）	相生派出所前	平六・九・一二 告示 第三五号
-----	--------------------------------------	--------	-----------------------

一六二	甲府市相生三丁目六番三〇号先（国道三五八号線と市道三吉朝気線との十字路交差点）	相生三丁目	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
-----	---	-------	----------------------

一七五	中巨摩郡田富町白井阿原五七一番地の一先（主要地方道甲府市川大門線と町道との交わる十字路交差点）	町民体育館入口	五八・五・二〇 告示 第三二号
-----	---	---------	-----------------------

一七五	中央市白井阿原五七一番地の一	田富北小入口	平成一八年七月二四日
-----	----------------	--------	------------

	先(主要地方道甲府市川三郷線と市道との交わる十字路交差点)		告示第七〇号
--	-------------------------------	--	--------

二二〇	中巨摩郡玉穂町一町畑三〇四番地先(県道葦崎榊形豊富線と町道との十字路交差点)	玉穂町福祉センター入口	六三・一一・一〇 告示 第二八号
-----	--	-------------	---------------------

二二〇	中央市一町畑三〇四番地先(県道葦崎南アルプス中央線と市道との十字路交差点)	玉穂福祉センター入口	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
-----	---------------------------------------	------------	----------------------

二六五	東八代郡豊富村木原一、一一八番地先(県道右左口玉穂甲府線と町道との変則交差点)	豊富村役場北	平七・四・二四 告示 第二〇号
-----	---	--------	--------------------

二六五	中央市木原一、一一八番地先(県道甲府中央右左口線と市道との変則四差路交差点)	豊富分庁舎北	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
-----	--	--------	----------------------

九七	中巨摩郡八田村野牛島一、八二八番地先(県道竜王芦安線)	免許センター前	平九・三・二四 告示 第二〇号
----	-----------------------------	---------	--------------------

九七	削除		平成一八年七月二四日 告示第七〇号
----	----	--	----------------------

一〇	北巨摩郡小淵沢町八一三番地先(県道茅野小淵沢葦崎線と町道との交差点)	小淵沢役場前	五〇・九・二二
----	------------------------------------	--------	---------

一〇	北杜市小淵沢町八一三番地先(県道茅野北杜葦崎線と市道との五差路交差点)	小淵沢総合支所前	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
----	-------------------------------------	----------	----------------------

六	西八代郡三珠町上野二、八三六番地先(県道甲府市川大門線と県道梯三珠線との交差点)	上九一色入口	四九・四・三
---	--	--------	--------

六	西八代郡市川三郷町上野二、八三六番地先(県道甲府市川三郷線と県道笛吹芦川市川三郷線との交差点)	芦川駅入口	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
---	---	-------	----------------------

に改める。
別表第四中

二二六	町道中央通り線	北都留郡上野原町上野原二、〇〇〇番地先から北都留郡上野原町上野原一、六一七番地先(町所有空地)まで(一五〇メートル)	車両(軽車両を除く)を 車両進行南から北へ終日	上野原 平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号
-----	---------	--	----------------------------	------------------------------

二二六	削除			上野原 平成一八年七月二四日
-----	----	--	--	-------------------

に、

五二三	市道	北杜市小淵沢町上笹尾二、五三八番地五四先から北杜市小淵沢町上笹尾二、五三八番地六三先（自動車修理作業場）まで（八二メートル）	車両	車両進行 南から北へ終日	長坂	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
-----	----	--	----	-----------------	----	----------------------

を

五二三	市道	北杜市小淵沢町上笹尾二、五三八番地五四先から北杜市小淵沢町上笹尾二、五三八番地六三先（自動車修理作業場）まで（八二メートル）	車両	車両進行 南から北へ終日	長坂	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五二四	町道役場前線	西八代郡市川三郷町市川大門四、一三六番地先から西八代郡市川三郷町市川大門四、一三三番地先まで（三六〇メートル）	車両	車両進行 東から西、西から北を経て東へ終日	市川	平成一八年七月二四日 告示第七〇号

に改める。

別表第五中

二二七	広域農道	北杜市長坂町塚川五八一番地の一先（渋沢北交差点東側）	西進する大型自動車、大型特殊自動車	七時から一九時まで	長坂	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-----	------	----------------------------	-------------------	-----------	----	----------------------

を

告示第七〇号

を

二二七	広域農道	北杜市長坂町塚川五八一番地の一先（渋沢北交差点東側）	西進する大型自動車、大型特殊自動車	七時から一九時まで	長坂	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
二二八	国道二〇号	上野原市上野原一、六一七番地先（明誠高等学校入口交差点東側）	西進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	上野原	平成一八年七月二四日 告示第七〇号

に改める。

別表第六中

四九五	国道五二号（甲西道路）	南アルプス市野牛島一、一二七番地先（野牛島北交差点）	西進する車両	終日	南アルプス	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
-----	-------------	----------------------------	--------	----	-------	----------------------

を

四九五	国道五二号（甲西道路）	南アルプス市野牛島一、一二七番地先（野牛島北交差点）	西進する車両	終日	南アルプス	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
四九六	国道二〇号	上野原市上野原三、二三八番地先（明誠高等学校入口交差点西側）	東進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	上野原	平成一八年七月二四日 告示第七〇号

に改める。

別表第七中

別表第七中

九一	町道九 一号線	中巨摩郡昭和町西条三 、九七七番地先（つり 具の加賀美前）	東進す る車両	終日	南甲 府	平成一七年二月 一日 告示第一〇五号
----	------------	-------------------------------------	------------	----	---------	--------------------------

九一	町道九 一号線	中巨摩郡昭和町西条三 、九七七番地先（つり 具の加賀美前）	東進す る車両	終日	南甲 府	平成一七年二月 一日 告示第一〇五号
九二	市道	上野原市上野原一、五 九八番地先（明誠高等 学校入口交差点北側）	南進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	上野 原	平成一八年七月二 四日 告示第七〇号

に改める。
別表第十中

三九七	県道 竜王芦 安線	中巨摩郡八田村野牛島一、八二 八番地先（免許センター入口）		一	小笠 原	平九・三・二四 告示 第二〇号
-----	-----------------	----------------------------------	--	---	---------	-----------------------

三九七	削除				南ア ルブ ス	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
-----	----	--	--	--	---------------	--------------------------

四、七〇四	国道四 一一号	甲府市国玉町三三番地の一先（ 山梨学院大南）交差点		一	南甲 府	平成一四年五月 三〇日 告示第二八号
-------	------------	------------------------------	--	---	---------	--------------------------

四、七〇四	国道四	甲府市国玉町三三番地の一先（		四	南甲	平成一八年七月
-------	-----	----------------	--	---	----	---------

	一一号 （城東 バイパ ス）	山梨学院大南十字路口交差点（			府	二四日 告示第七〇号
--	-------------------------	----------------	--	--	---	---------------

五一八二	市道殿 上下和 田線	大月市賑岡町強瀬一、二一四番 地先（中央自動車道陸橋下十字 路交差点）		一	大月	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
------	------------------	---	--	---	----	--------------------------

五一八二	市道殿 上下和 田線	大月市賑岡町強瀬一、二一四番 地先（中央自動車道陸橋下十字 路交差点）		一	大月	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
五一八二	国道四 一一号 （城東 バイパ ス）	甲府市砂田町五番六号先（国道 四一一号（城東バイパス）と市 道善光寺蓬沢線との丁字路交差 点）		二	甲府	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号

に改める。
別表第十四中

七一四	国道 四一 号（城 東バイ パス）	甲府市和戸町九七 〇番地の一先（山 梨中央銀行和戸支 店北東角交差点） から甲府市国玉町 三三番地の四先（ 北側交差点）まで の両側		一、三〇〇	車両 （原付 けん 引を 除く）	甲府 南甲 府 平成二 二年一 二月一 四日 告示第 五号
-----	-------------------------------	---	--	-------	------------------------------	---

七一四	国道四 一一号 （城東 バイパ ス）	甲府市砂田町五番 六号先（国道四一 一号（城東バイパ ス））		二、〇七〇	車両 （原付 けん 引）	甲府 南甲 府 平成一 八年七 月二 四日
-----	--------------------------------	---	--	-------	-----------------------	---

	バイパス)	ス)と市道善光寺 蓬沢線との丁字路 交差点)から甲府 市和戸町九七〇番 地の一先(山梨中 央銀行和戸支店北 東角交差点)まで の両側		を 除く)		告示第七 〇号
--	-------	---	--	--------------	--	------------

一、六 三八	市道櫛 形甲西 増穂線	南アルプス市落合 八八五番地先(落 合駐在所西交差 点)から南アルプ ス市落合四四四番 地一先までの両側	八八〇	車両(原付・ けん引)を除く	五〇	南アル プス 平成一八 年七月一 〇日 告示第六 四号
-----------	-------------------	---	-----	-----------------------	----	---

一、六 三八	市道櫛 形甲西 増穂線	南アルプス市落合 八八五番地先(落 合駐在所西交差 点)から南アルプ ス市落合四四四番 地一先までの両側	八八〇	車両(原付・ けん引)を除く	五〇	南アル プス 平成一八 年七月一 〇日 告示第六 四号
一、六 三九	町道役 場前線	西八代郡市川三郷 町市川大門三、四 八〇番地先(新田 橋東詰交差点)か ら西八代郡市川三 郷町上野一、二七 九番地三先(市川 バイパスとの交差 点)までの両側	六五〇	車両(原付・ けん引)を除く	五〇	市川 平成一八 年七月二 四日 告示第七 〇号

に改める。
別表第十六中

一一、〇九四	市道	富士吉田市下吉田六〇一番地先 (丁字路交差点・南進車両)	富士吉 田	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
--------	----	---------------------------------	----------	--------------------------

一一、〇九四	市道	富士吉田市下吉田六〇一番地先 (丁字路交差点・南進車両)	富士吉 田	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
--------	----	---------------------------------	----------	--------------------------

一一、〇九五	国道四 一〇号 (城東 バイパ ス)	甲府市砂田町五番六号先(国道 四一〇号(城東バイパス)と市 道善光寺蓬沢線との丁字路交差 点・西進車両)	甲府	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
--------	--------------------------------	---	----	--------------------------

一一、〇九六	県道茅 野北杜 葦崎線	葦崎市穴山町六、二三八番地先 (旧道との丁字路交差点・西進 車両)	葦崎	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
--------	-------------------	---	----	--------------------------

一一、〇九七	県道四 日市場 上野原 線	上野原市秋山原一、四二九番 地の一先(新中原橋西側十字路 交差点・南進車両)	都留	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
--------	------------------------	--	----	--------------------------

一一、〇九八	県道四 日市場 上野原 線	上野原市秋山原一、四二九番 地の一先(新中原橋西側十字路 交差点・北進車両)	都留	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
--------	------------------------	--	----	--------------------------

一一、〇九九	県道四 日市場 上野原 線	上野原市秋山尾崎一〇、八九八 番地の一先(新尾崎橋東側丁字 路交差点・北進車両)	都留	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
--------	------------------------	--	----	--------------------------

一一、一〇〇	市道	南アルプス市鏡中條二、〇〇五 番地先(油川七号橋西詰交差点 ・南進車両)	南アル プス	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
--------	----	--	-----------	--------------------------

一一、一〇一	市道	南アルプス市藤田一、八五九番 地先(油川七号橋西詰交差点・ 北進車両)	南アル プス	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
--------	----	---	-----------	--------------------------

を

を
に改める。

別表第三十三中

一七六	国道五 二号（ 甲西道 路）	南アルプス市宮沢一七三番地先（ サンスター技研㈱北東角交差点） から南巨摩郡増穂町青柳町一一九 番地一先（町道青柳横通り線との 丁字路交差点）までの両側歩道（ 一、四六〇メートル）	南アル プス 鵜沢	平成一七年一〇月一 〇日 告示第九六号
一七七	町道役 場前線	西八代郡市川三郷町市川大門三、 四八〇番地先（新田橋東詰交差点 ）から西八代郡市川三郷町上野一 、二七九番地三先（市川ハイパス との交差点）までの両側歩道（六 五〇メートル）	市川	平成一八年七月二四 日 告示第七〇号

を
に改める。

一五九	県道甲府 南アルプ ス線	甲斐市西八幡一、九三二番地一先 （玉幡公園前）	二	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
一六〇	国道四一 号（城 東ハイパ ス）	甲府市国玉町三三番地の二先（山 梨学院大南交差点）	四	平成一八年七月二四日 告示第七〇号

その他

● 総合評価落札方式に係る一般競争入札について

次のとおり総合評価落札方式に係る一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
平成十八年七月二十四日
山梨県立中央病院管理局長 中 川 洋

一 総合評価一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

1 新病院情報システム導入業務 一式

2 履行場所

山梨県立中央病院（山梨県甲府市富士見一丁目一番一号）及び山梨県立中央病院
管理局長が指定する場所

3 役務の内容

新病院情報システムの導入、運用試験及び職員に対する研修

なお、詳細は、新病院情報システム導入業務委託仕様書及び新病院情報システム
導入業務委託技術提案書作成要領等（以下「仕様書等」という。）によること。

4 履行期間

契約締結日の翌日から平成二十年度内（契約終了日は、受託者の提案によるもの
とする。）

二 参加資格

入札に参加しようとする者が共同企業体（以下「JV」という。）の場合にあつて
は1に、単体の企業にあつては2に示すとおりとする。

1 JVの場合

(一) 次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する
者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第九十四号）の一に定める競争入
札に参加することができる者であること。

(ウ) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て
又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始
の申立てがなされている者でないこと。

(エ) 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書を提出した時から入札書を提出し
た時までの間において、県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置
要領」に基づく指名停止を受けていない者であること。

(オ) JVの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

- (カ) JVの代表構成員は、実質的な営業年数（一定の業務を継続的に営んでいる年数をいう。）が五年以上（営業譲渡を受けた企業については、当該営業譲渡元の企業の実質的な営業年数を通算する。）であること。
- (キ) 新病院情報システム導入業務委託共同企業体協定書を締結していること。
- (ク) JVの構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本入札に参加していないこと。

(二) JVの構成員のいずれかが次に掲げる要件を満たすこと。

- (イ) 電子カルテシステムの自社パッケージ（日本語版）を所有していること。
- (ア) 平成十五年四月一日以降に、日本国内において、六百床以上の一般病床を有する病院について、電子カルテを核とした病院情報システムの開発業務を履行（履行中を含む。）した実績を有すること。

2 単独の企業の場合

- 1 に掲げる要件（一）の（オ）及び（キ）を除く。）を満たすこと。

三 入札手続等

1 入札説明書及び仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局経営企画課企画担当 電話〇五五 二五三 七一一（代）内線二〇四

2 入札説明書及び仕様書等の交付期間

入札説明会の開催日（平成十八年七月二十八日（金））から同年八月十四日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。

なお、入札説明書及び仕様書等の交付を希望する者は、事前に三の1へ連絡すること。

3 入札説明会の開催

- (一) 日時及び場所

平成十八年七月二十八日（金）午前十時三十分 山梨県立中央病院二階多目的ホール

(二) 事前連絡

入札説明会への参加を希望する者は、事前に三の1へ連絡すること。また、入札説明会への参加者は、一社三名までとする。

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十八年八月一日（火）から同年八月十七日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の場所に持参すること。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、平成十八年八月二十二日（火）までに書面により通知する。

6 入札書及び技術提案書等の提出期間及び提出方法

平成十八年九月四日（月）午後一時から午後二時までに三の3の（一）の場所に持参し、又は平成十八年九月一日（金）午後四時までに三の1あてに必着するよう郵送すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とすること。

7 開札の日時及び場所

開札は、平成十八年九月四日（月）午後二時に三の3の（一）の場所で行う。

8 入札方法

(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十一年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

(一) 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が、予定価格に百五分の百を乗じて得た額の範囲内であること。

(イ) 技術提案書の内容が、入札説明書に添付する別紙技術提案書評価表で指定する項目を全て満たしていること。

(二) 総合評価点の最も高い者が二名以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。なお、技術点が同点であるときは、入札金額の低いものを落札者とする。更に、入札金額も同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定することとし、入札執行事務に関係のない職員が入札者の代わりにくじを引き、落札者を決定する。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Construction of one(1) electronic Medical records system for Yamanashi

Prefectural Central Hospital

2 Date and time of the explanatory meeting of tender details:

10:30AM 28 July 2006

3 Date and time for tender

2:00PM 4 September 2006

4 Bureau in charge

Manegement and Planning Section, Executive Bureau, Yamanashi Prefectural

Central Hospital 1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8506 Japan

TEL 055-253-7111 ext. 2041

技術提案書評価表

評価項目	評価基準	加算点	基礎点	合計
1. 基本的な考え方				
(1) システム導入に関する提案者の理解				
① 国等が推進する医療現場でのIT化	当院の現状を踏まえ、外部環境の変化への対応について具体的に提案され、かつ有効的か。	10	*	
② 3つの機関が連携するシステム				
(2) バランススコアカードに関する提案者の理解				
① 顧客(患者)の視点	バランススコアカードにおける「4つの視点」をバランス良く継続的に実効あるものとするための最も有効なツールとしてのシステムの考え方が具体的に提案され、かつ有効的か。	20	*	
② 業務プロセスの視点				
③ 学習と成長の視点				
④ 財務の視点				
(3) 現状の課題払拭に関する提案者の理解				
① 情報の一元管理	当院が抱える課題を踏まえ、その改善の方向性が具体的に提案され、かつ有効的か。	30	*	
② 情報の共有				
③ システムの安全性・信頼性				
④ 管理・運用面の信頼性				
⑤ 業務改善のツール				
2. 業務実施方針				
(1) 業務設計	想定される課題やその対応策が具体的に提案され、かつ有効的か。	20	*	
(2) 適合性分析				
① 新システム機能一覧の実現方法	当院にとって有効な機能(システム対応以外の実現方法も含む)が具体的に提案され、かつシステム全体として有効的か。	100	*	
② 診療科や部門における特殊要件への対応方法	現行使用している機器等を踏まえた上でコスト面、運用面で最適な対応方法が具体的に提案され、かつ有効的か。	100	*	
③ 検査結果の情報共有方法				
(3) 設計・開発	今後想定される医療法等の改正への対応について具体的に提案され、かつ有効的か。	10	*	
(4) テスト	当院との役割分担、当院側への要求事項、作業内容が具体的に提案され、かつ有効的か。	10	*	
(5) インフラ構成設計				
① 技術的対策の実現方法	技術要件の実現方法が具体的に提案され、かつ有効的か。	50	*	
② ソフトウェア構成	ソフトウェア構成とデータ連携が明確に提示され、かつ有効的か。	10	*	
③ ハードウェア構成	当院の現状を踏まえたハードウェア構成、ネットワーク構成が具体的に提案され、かつ有効的か。	10	*	
(6) 運用設計	技術要件に提示した運用要件の実現方法が具体的に提案され、かつ障害時対策も含め効果的か。	50	*	
(7) 研修	研修対象者の業務負荷を考慮した研修方法が具体的に提案され、かつ有効的か。	20	*	
(8) 移行	紙カルテとの併用や診療業務に支障なく移行するための具体的な方法が提案され、かつ有効的か。	30	*	
(9) 稼働後初期サポート	障害発生時に、障害部位を早期発見し、ユーザに状況を正確かつ迅速に伝達する仕組みが具体的に提案され、かつ有効的か。	20	*	
(10) プロジェクト管理	プロジェクト管理の方法論が具体的に提案され、かつ有効的か。	20	*	
3. スケジュール				
(1) スケジュールの提示	スケジュールについて、DPCへの対応や電子カルテの標準化への対応方法について、優れた提案をしているか。	20	*	
(2) 作業内容の提示	工程別に当院が行うべき作業項目と当院側に必要な要員について具体的に提案され、かつ有効的か。	20	*	
4. 作業推進体制				
(1) 類似業務の実績	当院の組織(職員)、機能、規模等を理解した上で、過去の構築実績及び経験等を活かした考え方が具体的に提案され、かつ有効的か。	100	*	
(2) 業務推進体制とその考え方				
(3) 主要メンバーの経歴と選任の考え方				
5. 費用見積の提示				
(1) イニシャルコスト	それぞれのコストについて、詳細な見積(内訳)と根拠が明確であり、実現性において優れているか。	150	*	
(2) ランニングコスト				
(3) ライフサイクルコスト	ライフサイクルコストを低減するような工夫が明確であり、実現性において優れているか。		*	
		800	200	1,000

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年三月三十一日山梨県訓令甲第九号（山梨県保安林改良事業等事務処理規程を廃止する訓令）

三〇 上 終わりから四 十四 十五

平成十八年三月三十一日山梨県人事委員会規則第四号（山梨県学校職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則）
六四ページ別表第七のロ及びハの表は次の誤り。

ロ 教育職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,000円 (条例別表第二の備考(二)に定める職員にあつては、12,200円)
4 級	13,200円

ハ 教育職給料表（三）

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円
2 級	10,900円
3 級	11,600円 (条例別表第三の備考(二)に定める職員にあつては、11,800円)
4 級	12,800円

平成十八年三月三十一日山梨県人事委員会規則第五号（山梨県警察職員の給与に関

発行者 山梨県 印刷所 株サンニ子印刷

甲府市丸の内一丁目六番一号 甲府市北口二丁目六番

する規則の一部を改正する規則)

七〇 上 終わりから四行目から三行目の間に次のように加える。
附則第三条から第八条までを削る。
八一 上 終わりから二行目から一行目までを削除する。

平成十八年三月三十一日山梨県人事委員会規則第六号（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則）

八一	下 九	第二条第二号八中「もの」を「者」に改め、同号二	第二条第二号二
同	同 一〇	同条第三号中「	同条第三号中「もの」を
同	同 一一	前号八	「者」に改め、二

平成十八年三月三十一日山梨県人事委員会規則第十四号（特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則）

一	下 終わりから十一	削る	削り、同条第二項中「特殊自動車運転手当、」を削る
---	-----------	----	--------------------------

平成十八年三月三十一日山梨県教育委員会訓令甲第二号（山梨県教育庁行政文書管理規程）

一一	下 七	に移管する	移管する
一三	上 五行目から二九行目までを削除する。		
一五	一 終わりから一	第四十一条第四項	第三十八条第五項
一六		第五項	第六項